

行財政

1. 平成26年度予算は、予算編成方針や行政改革推進方針に基づいて行われるが、集中改革プランでサービス切り下げた施策の復活をされること。例えば70歳以上の循環バス無料
(回答)

集中改革プランで「当分の間の措置」としていた以外の項目については、体質改善等の見直しとして実施したものであり、プラン内容の維持を基本にしています。改めて検証が必要なものについては、行財政改革への取組みや予算編成過程の中で個別に判断し、更なる体質改善を図っていきます。

また、市内循環バスの高齢者に対する無料化については、受益者負担の適正化の観点で当初から有料化の方向で進めたもので、併せて市民ニーズに添った路線の拡大を図りました。

【所管部：政策調整部】

2. まちづくりは、均衡ある土地利用及び大企業に頼る行財政運営から、地域産業の振興を基本に進められること。

(回答)

総合計画改訂版では、都市部での土地の有効利用、都市機能の集積を念頭においた見直しを行いました。地域産業の振興では、ものづくり経営交流センターでの経営改善指導をはじめ、地域の商工業の活性化を進めています。

また、国道8号野洲栗東バイパスをはじめとした交通ネットワークの構築により、地域の競争力の向上に努めます。

【所管部：政策調整部】

3. 工業振興助成制度について、資本金10億円以上の企業についてはこれを廃止されること。

(回答)

野洲市工業振興条例に基づき、既に決定をした助成金の交付は、債権債務の関係が成立し、交付決定どおり進める必要があります。毎年5千万円を予算確保し、資本金の多寡にかかわらず、按分して交付する旨を、既に該当企業へ説明も終わり、同意を得ていることから、廃止は考えていません。

【所管部：環境経済部】

防 災

- ① 原発が無くても電気は足りていました。企業のメガソーラーも徐々に普及しています。廃炉工程で人手も入り、雇用の創出は見込めます。エネルギーの地産地消の取り組みも進み始めています。原発から自然エネルギーへの転換を国に求められること。

(回答)

原発から自然エネルギーへの転換については、中長期的には脱原発の方向で再生エネルギー導入拡大の政策を進めるべきであると考えます。ただし、地球上で利用でき

るエネルギーは限られており、原発に替わる別のエネルギー等で充分賄うことができない間は、最大限の安全対策を講じた上で、現在の原発を稼働していくことが現実的な対応と考えるため、市からの関連要望は考えていません。

【所管部：市民部】

- ② 本市は福井原発群から約60kmであり、ひとたび事故が起これば深刻な事態となる。原子炉の地下や周辺に活断層がある原子炉は、廃炉にしていくこと。とりわけ、活断層の疑いがある大飯原発の再稼働は許せません。老朽化原発の廃炉、新規建設中止、もんじゅ廃止などを国に求められること。

(回答)

大飯原発の再稼働については、安全性及びその判断基準により、国が判断されるべきと考えています。また、廃炉問題についても、将来に残る大きな問題ですが、市では、専門的な知識や調査評価のための組織も持っていないことから、原子力規制委員会等の意見を踏まえ、国が判断されるべきであると考えていますので、市からの関連要望は考えていません。

【所管部：市民部】

- ③ 市防災計画の抜本的な見直しが行われましたが、県のシミュレーションでは、びわ湖の中ほどで最大の汚染状況が明らかになりました。南部水道の被害も予想されます。また農地なども汚染されますが、さらなる見直しをされること。

(回答)

防災計画については、原子力災害対策編の追加と現計画の見直しを行いました。また、水道水の影響や農地への影響等の見直しについては、災害対策基本法第42条で毎年度検討を加え、必要がある時は修正するとなっていますので、計画の見直しと併せて、市の防災会議で検討していきたいと考えています。

【所管部：市民部】

- ④ 耐震化ができていない自治会館への補助をされること。

(回答)

既に、自治会館の耐震診断には、補助金40万円を限度とし、また、改修時には、自治会館等建設事業補助金として、その経費の1/3（限度額150万円）の補助制度を設けています。

【所管部：市民部】

医療・福祉

- 1 市民病院の建設については「市立病院整備検討委員会」と「やす駅南口周辺整備構想市民ワークショップ」で並行して検討されているが、市立病院の設置場所については市が提案したA案に固執せず、広く市民の意見を聞き決められること。

(回答)

具体的な立地場所については、(仮称)野洲市立病院整備基本構想検討委員会で、「医

療サービスの利用と提供の観点により評価した場合、既存の公共交通機関との連携や接続などから、「A候補地」が望ましい。しかし、B候補地を否定するものではない。」と整理されました。

市として病院の立地場所は、病院利用者のアクセス確保が第一条件と考えています。

J Aおうみ富士からの回答を踏まえると、おのずからA候補地にならざるを得ませんが、バス・JRなどの公共交通の結節点である野洲駅から最もアクセスが容易なA候補地は、病院利用者のアクセスの点およびバリアフリーの観点から、利用者にとって最も良い立地場所であると考えています。

現在、野洲駅南口周辺市有地の全体構想を共同研究で進めており、病院の立地については、J Aおうみ富士からの回答を踏まえたうえで、共同研究の中で市民の意見を聞きながら、決定していきます。

【所管部：政策調整部】

2 介護保険

- ① 特別養護老人ホームの待機者は増加の一途である。公的保険制度でありながら必要なサービスを受けられない事態の打開へ、特別養護老人ホームの整備を推進されること。またショートステイの増床を図られること。

(回答)

保険料算定も踏まえ、必要であるかを第6期以降の計画で検討していきます。

【所管部：健康福祉部】

- ② 2015年度から、非課税世帯に対しての「補足給付」も預貯金があれば除外することや、要支援の生活支援サービスを保険対象外にし、NPO法人やボランティアなどで対応することや、高所得者の自己負担を2割に引き上げることなどがある。このような負担増やサービス低下になるものについては、国に改善を申し入れされること。

(回答)

現時点では未確定であり、制度見直しの改善申し入れは考えていません。

【所管部：健康福祉部】

3 国民健康保険

- ① 国民健康保険を広域化しても根本的な運営打開や改善につながらない。自治体の独自施策の廃止や国保税の引き上げになるだけでなく、きめ細かな運営や相談活動も困難になる。このような広域化は進められないこと。また、国に国庫負担の増額を求められること。

(回答)

本市においては、広域化の取組が将来の医療保険制度全体の「一本化」に向けた第1段階として位置づけられている点を理解しながら、市民の負担抑制と事業の安定運営は、堅持されるべきものであると考えています。

今後も動向を見守りながら、保険料設定等で市民に不合理なくみとまらないことや、事務事業の運営で市や市民に非効率にならないように制度設計を求めていきたい

と考えています。

また、国保の原資の確保については、十分な財政強化策を実施されると共に引き続き国庫負担の増額を要望していきたいと考えています。

【所管部：健康福祉部】

- ② 高い国保税により支払い能力を超えており滞納世帯が増加している。誰もが払える国保税にする為、一般会計からの繰り入れを増やすことや、基金の取り崩しで一世帯一万円の引き下げをされること。また市独自の減免制度を拡充されること。過去3か月の収入を基本とされること。

(回答)

国民健康保険は、低所得者が加入する割合が他の被用者保険と比較しても大きいことから、国民健康保険税においては申請不要による軽減制度（7割・5割・2割）を適用しながら、きめ細やかな納税相談により対応しています。

一般会計から国民健康保険特別会計への繰り入れについては、一定のルール（総務省が示す基準など）に基づいて行っており、国保以外の医療保険加入者との公平性の観点から、行なうべきではないと考えます。

また、市独自の減免制度については、既に条例及び要綱で対象者等の要件等を定めており、拡充やルール変更は予定していません。

【所管部：健康福祉部】

- ③ 県下で2番目の資格証明書の発行率であり、機械的な発行をやめ保険証はすべての方に発行すること。市民に親切な納税相談を実施されること。

(回答)

短期被保険者証や資格証明書の交付については、被保険者の負担の公平性を維持し、納税意識の高揚を図るために実施しているもので、機械的な交付とならないよう留意しています。

交付対象者の納税相談は、家計や生活状況を聴き取り、実態に応じて分割による納付や借金問題がある場合などは、市民生活相談課と連携をとり、生活再建の目処がたってから納付につながるよう、きめ細やかな納税指導を行っています。

今後も、丁寧な対応に努めます。

【所管部：健康福祉部】

- ④ 国民健康保険法第44条に基づく医療費減免制度を広報や健康保険証の発行時に、内容を知らせること。市内の開業医や病院での無料低額診療制度の実施を求められること。

(回答)

国民健康保険法第44条に基づく医療費減免制度は、要綱を作成し、平成23年4月から実施し、個々の相談にて対応している状況です。

また、無料低額診療制度については、実施主体が自治体ではないので、回答することができません。

【所管部：健康福祉部】

4 子育て支援

- ① 2015年4月から実施される「子ども・子育て新システム」は国と自治体の保育に対する責任を後退させ、営利企業にゆだねるものであり、保育条件の改善もできません。財源は8%の消費税の一部を基本にしています。子ども・子育て支援法に基づき、野洲市の「子ども園」の保育料を「時間単価」を検討されている。この保育料設定では低所得者層及び長時間保育を必要とする世帯の排除や子どもの成長発達を保障できず、親の懐しだいの輪切り保育になりかねず、実施されないこと。

(回答)

幼保一元化により、同じサービスを受けるという観点から、3歳児以上の保育料については、統一化を図る必要があると考えています。国の動向を注視し、子ども子育て支援が後退しないよう、また、低所得者層世帯等への対応措置なども検討していきます。

【所管部：健康福祉部】

- ② 保育園を充実し、幼稚園での預かり保育はやめられること。

(回答)

「野洲市乳幼児保育振興計画」ならびに「野洲市幼保一元化方針及び幼稚園・保育所施設整備計画」に基づき、こども園の整備を順次進めていく予定です。

なお、こども園における預かり保育について、さくらばさまこども園、篠原こども園では、平成26年度から行いません。しかし、幼稚園については、保護者の多様な就労ニーズ等に応えるため、当面継続します。

【所管部：健康福祉部】

- ③ 病児・病後児保育所を設置されること。全保育所に看護師を配置されること。

(回答)

次世代育成支援行動計画（後期計画）に基づき、体調不良児対応型保育所や医療機関と連携した病後児保育の設置は進めたいと考えています。なお、全保育所への看護師配置までは予定していません。

【所管部：健康福祉部】

- ④ 学童保育の土曜保育を実施されること。

(回答)

学童保育所の利用保護者との協議の中で、土曜保育は実施しないことで制度設計をしています。現段階では、実施は考えていません。

【所管部：健康福祉部】

- ⑤ 65歳までの祖父母がいる家庭では、学童保育に入所できないことを改め、60歳までに引き下げられること。

(回答)

学童保育は労働等により、保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に安心・安全な居場所を提供するためのサービスであり、祖父母がいる家庭では、本来、その家庭が安心・安全な居場所であると考えます。しかし、年金支給開始の年齢である65歳以上祖父母については、体力的な衰えもあるかと判断し、入所基準を緩和しています。現時点では、60歳まで引き下げること考えていません。

【所管部：健康福祉部】

5 医療・保健・在宅福祉

- ① 後期高齢者医療保険制度は、年齢による差別や保険証の取り上げと、天井知らずに上がる保険料など多くの問題を抱えており廃止を国に要望されること。

(回答)

後期高齢者医療保険制度は、平成20年4月の制度施行以来、その制度の機能を発揮し、一定の役割を果たし、定着してきました。

今後は、社会保障制度改革国民会議の動向を注視しながら、高齢者に不安や混乱を与えることのないよう、新制度移行まで継続的、安定的に医療を受けられるように制度運営に努力し、慎重に時間をかけた検討がされるよう、国に要望していく考えです。

【所管部：健康福祉部】

- ② 中学校卒業までの通院医療費無料化をされること。同制度は国の施策として実施するよう強く要望されるとともに、福祉医療を理由とした国庫負担の減額(ペナルティ)を行わないよう求められること。

(回答)

本市では、小学校就学前の全ての乳幼児において通院、入院とも医療費の無料化を実施しています。また、保護者の負担を軽減するため、入院費は義務教育終了の中学生まで助成しています。通院医療費無料化を中学校卒業まで拡大すると約9千5百万円の新たな財源が必要となり、本市の厳しい財政状況の中での政策の優先順位の問題となります。

こうしたことから、中学校卒業までの通院医療費助成拡大は、当面困難であると考えており、財政状況の問題、負担と給付のバランス、また医療費の適正化などを含め、この制度を将来、持続的安定的に運営していくために国に要望していく考えです。

【所管部：健康福祉部】

- ③ 緊急通報システムを、二人暮らしや昼間高齢者だけになるかたも、無料で利用できるようにされること。

(回答)

市民税課税世帯の場合は、機器の貸与による維持管理に要する費用の一部として月300円をいただいております。所得制限の拡大(無料化)は、現在のところ考えていません。

【所管部：健康福祉部】

- ④ 福祉タクシーチケットの初乗り運賃制度は、公共施設や病院に近い居住者と、遠い居住者

とでは不公平になるため、改善されること。

(回答)

利用者の方に、年間を通じて病院の往復や日用品の買物などへの外出頻度を高めていただくことを目的としていますので、タクシーの利用距離による助成の変更は、現在のところ考えていません。

障がい者施策で実施するタクシー運賃の助成事業（「野洲市心身障害者（児）自動車燃料費及び福祉タクシー運賃助成事業」）は、重度の心身に障がいのある者（児）を対象として、生活行動範囲の拡大により社会参加の促進を図ることを目的に実施しています。このため、利用目的を公共施設や病院への利用に限定するものではなく、広い範囲での利用を想定していることから、初乗運賃を勘案した現行の料金制度は、公平であると考えています。

【所管部：健康福祉部】

⑤ 妊婦検診の完全無料化をされること。

(回答)

妊婦の健康管理の充実と併せて経済的負担の軽減を図った体制として、妊婦健診の公費負担の拡充を目指して、国は平成20年度より補助金制度を創設し、25年度からは地方交付税の対象に移行しました。本市は国の補助金制度終了後も引き続き継続性のある助成制度としていくため、医師会や健康づくり財団との調整を図り、妊婦健診にかかる費用の70～80%を交付負担してきました。今後は妊婦健診費用の動向等を検証しながら助成の適正化を進めていきます。

【所管部：健康福祉部】

⑥ 就学時検診の必要性を周知され、受診率を引き上げられること。

(回答)

子どもたちが、健やかに安心して学校生活を送れることを目的として、就学前の子どもたちに受診いただけるよう取り組んでいます。さらに平成25年度より、市内各小学校区を会場に就学時検診を実施し、加えて保護者に向けた啓発も行ったことから、今年度の受診率が昨年度と比較して大幅に改善しています。

【所管部：教育委員会】

6 生活保護

① 臨時国会で生活保護改悪の2法案が可決。来年4月の再引き下げで最大10%の削減に反対されること。

(回答)

生活保護基準については、物価の動向、年金や最低賃金とのバランスに加え、消費税の改定が予定されており、適正化に向けた国の見直しを期待し、見守ります。

【所管部：健康福祉部】

② 3年間で670億円の削減計画を止めさせ、国の負担を増やすことを要望されること。

(回答)

国の負担については、これまでから近畿都市福祉事務所長会を通じて国の全額負担を要望しています。

【所管部：健康福祉部】

- ③ 臨時国会で生活保護法が改定されたが、「親族による扶養義務の強化」となっており、それを条件にすれば、保護を断念し餓死・自殺など予想される。扶養義務者の欄に記載が無くても保護決定に影響を与えないと社会保護局長が答弁しており、野洲市においても遵守されること。

(回答)

生活保護の適用に当たっては、法令等に従い決定しているもので、扶養または経済的支援が可能かどうかは、調査に基づき実態に即して審査しており、今後も適正に対応します。

【所管部：健康福祉部】

- ④ 母子加算は復活したが高齢者加算なども復活するよう国に要望されること。

(回答)

70歳以上の人を対象とした老齢加算については、70歳以上の人と60歳～69歳までの人の消費支出額の比較により、加算の合理性がないと判断され廃止されたものであり、要望は考えていません。

【所管部：健康福祉部】

教 育

- ① 深刻ないじめ問題に対して、子どもの命と人権を守る立場から学校及び教育委員会が一体となり取り組まれること。「子どもの権利条約」のパンフレットなどを作成して普及されること。

(回答)

学校においては、命の教育、法の遵守、人権を大切にすることを中心に据えながら、いじめ問題に対して全力で取り組んでいます。重篤ないじめ事案が発生した場合は、指導主事を学校に派遣し、学校をバックアップしながら、一致協力して問題に対応してきました。

また、社会科や道徳の授業で「子どもの権利条約」を学ぶ機会を設けており、今後は、各学校でのPTA研修会や地区別懇談会等でも保護者や地域の方にも啓発していきたいと考えています。

【所管部：教育委員会】

- ② いじめ問題で教師がいじめを発見できないなどの背景に教師の多忙化があることが指摘されている。少人数学級の推進や複数担任の促進、スクールソーシャルワーカーを大規模校だけでなく、全小学校に配置するなど教育条件の整備を図ること。

(回答)

学校においては、教師の多忙化を防ぎ、いじめを見逃さずに早期発見できるよう組

織的な体制をとっています。本市において、計画的に市費での心のオアシス相談員や特別教育支援担当職員、いじめ対応支援員等を配置し、教員が子どもに向き合い寄り添う時間確保や相談活動の充実に努めてきました。

現在、市内小学校にスクールソーシャルワーカー1名が配置されています。今後は、市費でスクールソーシャルワーカーの配置検討を考えながら、引き続き県に対して、スクールソーシャルワーカーの人員増や時間数の拡充を要望していきたいと考えています。

【所管部：教育委員会】

- ③ 文部科学省が35人学級推進の方針を明らかにし、段階的に取り組むことにした。この制度を活かしながら、本市でも30人学級の取り組みを積極的に推進されること。

(回答)

現在、国・県の制度に基づいて35人学級を実施しています。今後も国・県の制度に基づいて35人学級編制を推進していきますが、30人学級については、あくまでも今後の検討課題であると認識しています。

【所管部：教育委員会】

- ④ 幼稚園の学級規模は30人とされること。子どもの適切な保育条件へ、3歳児は20人学級とされること。

(回答)

「野洲市幼保一元化方針及び幼稚園・保育所施設整備計画」に基づき、施設整備と定数の見直し等を検討します。

また、施設の状況等により異なりますが、可能な限り、4歳児、5歳児では30人、3歳児では20人となるようにしています。

【所管部：教育委員会、健康福祉部】

- ⑤ 不況下の中、仕事減や収入減により暮らしは大変である。現在の就学援助基準は実態に合っておらず、生活保護基準が引き下げられていることから、生活保護基準の1.5倍にされること。

(回答)

現在、野洲市の要保護及び準要保護については、その基準を生活保護基準の1.2倍として、児童生徒就学援助費支給要綱に定め援助を実施しています。その1.2倍という基準については、経済的に困窮する者への支援策として妥当と判断しているため、見直しは考えていません。関係機関と連携をとって、真に支援を必要としている世帯に対して支援をすることが大切であると考えています。

【所管部：教育委員会】

1 給食について

- ① ポストハーベットのマラチオンは精子数を減らすという環境ホルモン作用が指摘されています。ポストハーベスト農薬は通常畑で使われる農薬の100～数百倍濃い濃度で使われ

表面に付着するだけでなく、皮の中にまで浸透する危険性があり、洗い落としきれない。よって給食材料に外国産を使用しないこと。地産地消を追求し、地元農産物の利用を増やされること。

(回答)

学校給食に使用する食材の産地については、地元産や国内産を積極的に活用していますが、国内産で全ての食品を調達することは、献立内容・数量・価格等、様々な観点を考慮しても大変困難です。

野洲市産の食材を積極的に使用するように努めていますが、天候不順による収量不足で、食材を変更せざるを得ない状況も生じています。地産地消を追求し、地場産物活用に努めていますが、全ての地元産食材が使用できる訳ではなく、使用には限界があります。

【所管部：教育委員会】

- ② 魚・野菜などの残留放射能の測定をし、体内被曝を防止することと、残留放射能の測定数値を公表されること。

(回答)

食品中の放射性物質への対応については、食品衛生法に基づき、基準値を超えるものが流通しないよう、出荷段階の検査により食品の安全、安心の確保が図られているものと解しています。

また、当市では、毎年5品目程度の野菜について、抜き打ちで残留農薬の自主検査を行っています。今後も継続して自主検査を行い、安全・安心な学校給食の提供に努めます。

【所管部：教育委員会】

まちづくり

1. 野洲駅前周辺整備については、文化・歴史・伝統を継承し、市民が願う安全・安心・便利のまちづくりを進められること。

(回答)

野洲駅前周辺整備については、平成25年6月に野洲駅南口周辺整備構想検討委員会がまとめられた報告書を土台として、心と体の健康をテーマにした人と人とのつながりによるにぎわいづくりをめざし、現在、6つの機能の具現化のために共同研究を行っています。その中で、市民活動団体へのアンケートや各世代へのヒアリングの実施、市民ワークショップの開催など、市民の皆さんが主役となって駅前づくりができるよう工夫して検討を進めています。

【所管部：政策調整部】

2. 景観条例が制定され、景観計画が施行されたが、さらなる重点地域の設定を進められること。

(回答)

野洲市景観計画において、「地元等の合意形成が図れた地区を順次重点地区に指定

していきます。」と定めていることから、重点地区に位置付ける必要があると考えられる地区を見極めたうえで、権利の制限を受ける地区内の地権者と十分に議論し、合意形成を行い、景観審議会での審議を経て、新たな重点地区として指定したいと考えます。

広報などを活用しながら、市民啓発を行い、市民意識の高揚を図り景観まちづくりを進めていくことが必要と考えています。

【所管部：都市建設部】

3. 若者が住み続け定着するまちへ、国の施策だけでなく、他市よりも優遇策があると言うことは野洲市に呼び込む一助ではないかと考える。新婚夫婦の新築への固定資産税減免制度や家賃補助制度を実施されること。

(回答)

固定資産税については、新築住宅に対して減額措置として一定面積まで税額を2分の1に減額し、住宅用地についても減額措置を講じています。市独自の減免制度については必要と考えていません。

【所管部：総務部】

(回答)

家賃補助制度は公営住宅事業を行っており、実施は考えていません。

【所管部：都市建設部】

4. 循環バスについては、改善がされてきたが、引き続き、病院の受付時間や予約時間に間に合う時間帯及び日曜日運行や、利便性を高めるために運行本数の増加をされること。ワゴン車の更新がある場合、マイクロバスにし、車いすや押し車で乗車できる装備にされること。

(回答)

コミュニティバスの日曜日運行やこれ以上の増便は、さらなる運行経費が必要であり、利用状況を考慮すると費用対効果の面から困難と考えています。ダイヤについては、利用者の需要に合わせた時間調整については対応を検討します。

また、車椅子対応車両の導入には、相当な経費が必要となることだけでなく、リフト付きマイクロバスに変更すると、小型車両を前提にした居住地への乗り入れができなくなる等の問題があります。問題を踏まえたうえで車両更新の際に検討します。

【所管部：市民部】

5. 本市でも高齢化及び周辺部での公共交通機関であるバス路線の廃止や減便が進む中、「買い物弱者」が増加している。よって、市内で営業する商業施設に対して「買い物宅配制度」の実施を市としても要望されること。

(回答)

現在、市内では、日本生活協働組合連合会による「買い物宅配」が実施されているほか、宅食配送業者による「お弁当の宅配」制度があります。

また、「すまいる市」では、高齢世帯の多い地域の要望に応え、その地域に移動販売を実施しているほか、一部スーパーでは、宅配業者を通じて「お買い物代行サービス」を実施されています。

市内にある大手スーパーでは、他市で実験的に買い物宅配便（ホーム・サポートサービス）を実施されていることから、野洲市でも実施に向けた働きかけを行いました。

しかし、配達人の確保が難しいことや、配達距離が店から半径1キロ以内の地域となっているなどの制約もあり、本市での実施は、現在のところ考えていないということです。

【所管部：環境経済部】

6. 同和行政は終結されること。個人・団体への特別対策(施策)は廃止されるとともに、必要なものについては一般行政の中で全市民を対象とされること。人権啓発事業などについては、市民の自主的なものをのぞいては廃止されること。部落解放同盟に報告するような、「落書きマニュアル」はやめて、市が主体性を持って解決すること。

(回答)

平成23年3月に策定した第2次野洲市同和对策基本計画に基づき、計画期間内に速やかな同和行政の終結を目指すとともに、人権施策の中で課題解決に取り組みます。

人権啓発事業などは、差別の現状と市民意識の実態から「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう継続して実施します。

差別落書きについては、市が主体性を持って解決に努めます。また、被害者(被差別者)への情報提供は必要であると考えます。

【所管部：総務部】

7. 大津湖南都市計画道路は本市にとっても重要な幹線道路となる。早期の整備へ、国県に働きかけること。

(回答)

大津湖南幹線道路については、市としても重要な幹線道路であると認識しており、対象の自治会及び地権者に対し事業説明会等を実施しています。今後は道路の詳細設計、用地取得に向けた交渉を進め、早期に整備できるよう滋賀県とともに取り組みを進めます。

【所管部：都市建設部】

8. 都市計画道路北口線については、住民との協議を図ること。

(回答)

現在施工中で市三宅東部土地区画整理事業区域内を通る延長約100メートルの間は、同組合事業計画の前提となっており、かつ総会で計画決定どおり進めてほしいとの総意に基づくものです。その先線については、事業化の段階において、地権者と

の協議を図ります。

【所管部：都市建設部】

9. 太陽光発電の補助金がなくなるが、自然エネルギーの普及のために、市独自の補助制度を作られること。

(回答)

水力、地熱、風力、潮力等の自然エネルギーの活用については、現時点では未だ研究段階であり、太陽光発電のような商業ベースでの事業展開がされていません。

また、野洲市の地理的条件では、先に述べた自然エネルギーを活用できる要件を満たしているとはいえません。

このような状況から、現時点では市独自の補助制度を作ることは考えていません。

【所管部：環境経済部】

10. 新クリーンセンターにおける資源ごみの回収で、リユース、リサイクルの観点から、プラスチックは分別収集を継続されること。

(回答)

容器包装プラスチック類の材料リサイクルは、依然として野洲クリーンセンターでの選別資源化率が低く（H22 65%、H23 62%、H24 58%、H25上半期 59%）、全国的な材料リサイクル率も、市町村からの容器包装リサイクル協会への全引き渡し量の25～26%程度（H23、H24）と非常に低い状況で、材料リサイクルに係る現行システムは全国的にも非効率で経費がかかりすぎるなど多くの問題をかかえています。

市では「野洲市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」及び「（仮称）新・野洲クリーンセンター施設整備基本計画」を定め、野洲クリーンセンターの更新と併せて、平成28年度以降のプラスチックごみの処理方法を、現行のリサイクルシステムではなく、焼却・熱回収を前提とした手法を用いるよう位置づけています。また、平成25年11月の行財政改革推進方針で、廃棄物処理施設の効率的な運営とプラスチックごみ処理のあり方を見直し事業に位置づけ、新クリーンセンターの整備に伴い、現在再資源化しているプラスチックごみの処理方式を、焼却して熱回収する低コストで効率的な処理方式へと見直すこととしました。

また、市民からは、まちづくり井戸端座談会、あるいは昨年度から実施中の出前講座や資源化施設見学会での意見として、プラスチックごみの資源化は効率面、経費面から熱回収すべきとの意見が多くあったことから、今後予定しているごみ問題市民会議及び廃棄物減量等推進審議会等で報告し、焼却・熱回収を前提とした手法を確認したうえで、新・野洲クリーンセンター計画施設の実施設設計に反映するものとしています。

【所管部：環境経済部】

11. 環境問題に取り組む市民団体へ積極的な支援をされること。

(回答)

平成26年度においても、環境基本計画に定める市民協働プロジェクトの実践に必要な支援を行います。

【所管部：環境経済部】

12. JR 柿の木原踏み切りの拡幅工事がされることは、歓迎する。残っている新踏切も通学路であり、拡幅と立体交差の事業化をされること。

(回答)

新踏切の事業化に向けては、以前からの議会の答弁でもお答えしているように、工法的に難しい面があります。通学路での安全対策の必要性は認識していますので、今後、JRと協議をし、財政事情を考慮しながら具体策を検討していきたいと考えています。

【所管部：都市建設部】

13. 公共施設間を移動できる乗り捨ての自転車の設置をされること。

(回答)

市民ニーズが想定できないため、公共施設間の移動での乗り捨て自転車の導入は予定していません。

【所管部：政策調整部】

14. 市道が陥没していたり、隙間から雑草が繁茂したり、老朽化している。全体的な改修計画を立てられること。

(回答)

市道の維持工事に対しては、地元の協力を得ながら対応しています。全体的な道路改修計画については、交通ネットワーク構想に基づき、今年度発注の道路整備計画（市内幹線道路の長期的な整備計画）を策定し、市内の市道状況を判断し改修、補修の優先順位を決めて、整備していきます。なお、緊急を有する箇所については、緊急性を考慮して、整備を進めます。

【所管部：都市建設部】

15. 国道8号線の御上交差点の歩道橋の補修をされるように、国に要望されること。

県道大津能登川長浜線の久野部地先の歩道橋の補修を、県に要望されること。

(回答)

歩道橋の通行に支障が生じる箇所については、その都度補修されるよう引き続き要望していきます。

【所管部：都市建設部】

16. 富波野地域からの通学路に歩道が整備されていないため、白線だけでなくグリーンベルトを導入されること。

(回答)

通学路の安全対策として、今年度から、歩道整備のされていない箇所についてはカラー舗装による対策を講じています。これは、平成24年7月に調査した各学区の通学路安全点検に基づいて計画実施をしています。ご要望の路線については、安全点検時

にご指摘が無かったため、現段階での整備計画はありませんが、次期の通学路合同点検実施の際には、安全対策の検討をします。

【所管部：都市建設部】

17. リバーサイドタウンにバス停を設置されるように、民間事業者と協議されること。

(回答)

自治会発足後にバス事業者と協議の予定です。

【所管部：市民部】

18. 川田橋北詰の交差点に信号機を設置されることと、渋滞の解消を検討されたい

(回答)

信号機の設置については、県内でも約700箇所の要望が公安委員会へ行われていますが、毎年約15～20基程度の予算措置の状況です。当交差点においても、必要性和緊急性を踏まえ、公安委員会へ要望しています。

なお、県道守山中主線の渋滞解消については、県に対応を要望します。

【所管部：市民部】

19. 県道木部野洲線の久野部地先に歩道を設置されたい。円光寺横の所に右折だまりを設置されたい。

(回答)

木部野洲線の久野部地先の歩道設置については、平成23年度に久野部交差点から西側の一部の整備、平成24年度には歩道整備に伴う信号機の移設が実施されました。

ここから北野小学校までの区間については、現況の道路幅員が狭く、住居が密集しており、歩道としての用地の確保も困難ですが、今後用地を提供いただける場合、滋賀県に対し歩道整備を強く要望していきます。

また、当該交差点に右折溜りを設置するには、円光寺側にも用地の確保が必要ですが、指定文化財があることから用地の確保は困難な状況です。

【所管部：都市建設部】

20. イベント用の資材を市として常備し、市民の企画書が条件に合致すれば貸し出しをするなど、市民活動を応援されたい。

(回答)

市民活動支援センターでイベント用機材についての相談を受けることがありますが、テント、椅子及び机等については、中主 B&G 海洋センター等の各種イベント用備品を保有している施設を紹介しています。

【所管部：市民部】

21. 駅北口の歩道のタイルがガタツキ、歩行するとき危険な状況もある。改善されたい。

(回答)

北口駅前広場は平成11年度に改修工事が行なわれ、既に10年以上経過しており、一部の施設不具合が発生しています。歩行に危険が生じるような事例については、ガタツキのあるタイルを撤去し、簡易補修材で補修等により対応しています。

なお、南口駅前広場整備事業の完了後に、北口駅前広場を改修する予定としています。

【所管部：都市建設部】

産 業

1. 引き続き、不安定雇用のもと、市内大企業に対して安定雇用の確保を申し入れされること。

(回答)

地元雇用や障がい者雇用及びその雇用の維持・拡大については、5月に工業振興助成金の対象企業への企業訪問の中で、地元市民の雇用や障がい者雇用について配慮していただきたい旨の申し入れを行っています。

また、去る10月の野洲工業会の行政懇談会においても、市内企業に対し申し入れを行いました。

今後においても、あらゆる機会を通じて、市内企業に対し申し入れをしていきます。

【所管部：環境経済部】

2. 地域経済に大きな効果をもたらす「住宅リフォーム補助制度」「商店リフォーム助成制度」「小規模改善工事登録者制度」を創設されること。

(回答)

リフォーム補助制度については、現在の景気後退は、建設業に限られたものではなく、地域経済の振興策とするには、実施効果が薄いと考えており、同制度の創設は考えていません。

【所管部：環境経済部】

(回答)

小規模改善工事登録者制度については、学校や市営住宅等の公共施設の小規模修繕では、市内業者を中心に発注しており、登録制度の創設は考えていません。

【所管部：総務部】

3. 政府が環太平洋経済連携協定(TPP)に参加し協議しているが、野洲市農業に壊滅的打撃を受ける。さらに、関連産業を始め雇用や地域経済にも深刻な影響を与える。よって、脱退することを申し入れされること。

(回答)

11月議会でもお答えしましたとおり、環太平洋経済連携協定(TPP)については、国家間レベルで協議中であり、その内容が明確に示されていません。しかしながら、農業に与える影響は多大なものであると考えており、今後のTPP交渉内容を注視するとともに産業・就労構造全体を見極め、慎重かつ、国の将来のあり方を見越した対応が必要ではないかと考えています。

【所管部：環境経済部】

4. 野洲市農業の振興へ、本市農業の理念と施策を明らかにした「野洲市農業振興条例」を制定されること。なお、現在、策定が進められている農業振興計画は実行性あるものとする

ために、計画の推進を図る委員会を設置されること。

(回答)

「農業振興条例」については、農業振興計画の実施をもって農業振興に充てていきます。また、計画実施にあつては、野洲市農業振興計画振興委員会を設置し、計画の推進を図っています。

【所管部：環境経済部】

台風18号による被害対策

1. 雨水幹線の整備を促進し、中小河川の氾濫を防がれること。

(回答)

台風18号では、豪雨により日野川や家棟川、童子川などの河川が増水し、これにより市内各地で床下浸水等の被害が発生しました。浸水対策として河川改修は勿論のことですが、下流域でダムによる利水が不要とされているなかで琵琶湖の水位を高水位で維持していることにも問題があると考えており、滋賀県知事に対しこれら課題の解決に向けて取り組まれるよう強く要望しています。

また、野洲駅南口の妓王井川の排水対策は以前より課題となっていますが、妓王井川の抜本的な改修は困難であることから、上流部流域の一部を準用河川友川に流し、治水対策を目的とした雨水対策事業を平成24年度から実施しています。

今後も浸水被害が顕著であった地区を中心とした中小河川の整備については、雨水事業を中心とした治水対策により積極的に取り組んでいきます。

【所管部：都市建設部】

2. 妙光寺山の土砂崩れによる被害で、墓地や民地の復旧について国や県に支援を求められること。

(回答)

現在、林野庁滋賀森林管理署において、本復旧に向けて取り組んでいただいています。

【所管部：環境経済部】

3. 北地先における新川の氾濫で住宅地にまで逆流する状況を改善するためには、排水ポンプの設置が必要であり、県に強力で求められること。

(回答)

9月19日の知事との面談の際、新川について抜本的な排水対策を要望しており、「放流先の河川の流下能力や費用の観点から大規模内水排除施設の整備は困難ではあるものの、被害軽減策として排水ポンプの設置等、可能な対策を検討する」との回答を得ています。

治水安全度の向上のため、設置に向けて県に対し引き続き強く要望していきます。

【所管部：都市建設部】

4. 野洲市内の中小河川の氾濫は、JR下の排水路の狭さに原因があり、拡幅が求められてお

り、JRと協議を強められること。

(回答)

中小河川の氾濫の原因は、河川区間における通水阻害箇所（ネックポイント）により発生している箇所があり、JR下の暗渠等についても原因の一つであると考えられます。

現在、JRを横断している排水構造物は約60か所ありますが、一級河川等主要河川については、一部分は改修されている一方、農業用水管の多くが未改修です。これら未改修箇所については、今後維持管理を中心にJRとの協議を行います。

【所管部：都市建設部】

5. 床下浸水した家屋に対しての消毒体制が不十分であり、機器の購入か業者委託など充実されること。

(回答)

床下浸水等により家屋の消毒の必要性が生じた場合には、地域防災計画に基づき自治会を通じ、消毒薬剤等を配布していきたいと考えています。

【所管部：市民部】

6. 大山川では、飛び石の流出・河川敷の票殿流出・排水溝の堆砂などあり、県に改善を求められること。

(回答)

大山川の飛び石の流失等の修繕工事については、河川管理者である滋賀県により今年度中を目途に工事を実施される予定です。

【所管部：都市建設部】

7. 防災無線が、聞き取れないことや聞こえない地域などあり、改善されること。

(回答)

防災行政無線設備の到達範囲や伝達機能を含め、防災行政無線の運用のあり方について検討を行います。

【所管部：市民部】

8. 今回は、記録的な豪雨であったが、温暖化の下今後も予想される。よって野洲川、日野川の氾濫も視野に入れた対策が必要であり、検討されること。

(回答)

野洲川については、流下能力の不足している区間（栗東市地先）の早期改修、及び石部頭首工から上流杣川合流部までの直轄事業化を国土交通省に対し要望しており、治水安全度の向上のためにも引き続き要望していきます。

日野川改修については、現在小南地先での改修が行われていますが、上流に向けた整備が早期に進むよう滋賀県に対し引き続き要望していきます。

【所管部：都市建設部】

平 和

- ① 平和都市宣言にふさわしく、平和行政と教育を推進されること。

(回答)

平和行政については、毎年8月中旬頃、パネル展や映画上映などの平和啓発事業を実施しています。

また、各小中学校の平和教育については、人権教育全体計画の中で位置づけられ、総合的な学習の時間を活用し学習を進めています。また、中学校においては、修学旅行の中でも体験的な平和学習を取り入れている学校もあります。

今後も、こうした取り組みにより推進していきます。

【所管部：総務部、教育委員会】

- ② 平和都市宣言を具現化するイベントの開催や憲法学習をされること。

(回答)

毎年、8月中旬頃に市内公共施設において「原爆」にスポットをあてたパネル展示と映画の上映を実施するとともに、広報「人権教育シリーズ」の8月号では、原爆投下の被害に関する内容について触れ、核兵器の恐ろしさや戦争の悲惨さ、平和の大切さを周知啓発しています。

また、憲法学習については、社会科の学習の中で、教育課程に基づいて指導しています。

【所管部：総務部、教育委員会】